

新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省の雇用関係助成金

大阪府 商工労働部 雇用推進室（令和2年3月18日時点）

雇用調整助成金の特例	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となる。	
助成内容	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）：大企業 1 / 2、中小企業 2 / 3 ※対象労働者 1 人 1 日当たり 8,330 円が上限 教育訓練を実施したときの加算（額）：1 人 1 日当たり 1,200 円 支給限度日数：1 年間で 100 日
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
問合せ先 申請窓口	大阪労働局 助成金センター 電話：06-7669-8900

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新設）	
新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。	
助成内容	休暇中に支払った賃金相当額× 10/10 ※ 支給額は 8,330 円を日額上限とする。 ※ 大企業、中小企業ともに同様。
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
問合せ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話：0120-60-3999
申請窓口	学校等休業助成金・支援金受付センター 〒105-0014 東京都港区芝 2-28-8 芝二丁目ビル 4 階（関西地区に本社等の所在地がある場合） ※本社等の所在地により受付センターが変わります。

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例		
新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主に対する助成金。		
助成内容	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
	以下の取組に対する助成 ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 補助率：1 / 2 1 企業当たりの上限額：100 万円	以下の取組に対する助成 ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は、4 / 5 助成 補助率：3 / 4 上限額：50 万円
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelevork.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html
問合せ先 申請窓口	テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479	大阪労働局 雇用環境・均等部企画課 電話：06-6941-4630